

○宇美町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、宇美町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金を交付することにより、自転車乗車時の事故や転倒から頭部を守る自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の着用を推進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) ヘルメット 自転車に乗車する際に着用し、頭部を保護する目的で製造されたものであって、次のいずれかの認証等をうけた新品のものをいう（中古品又は転売品等を除く。）。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証した SG マーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証した JCF マーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証した CE マーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証した GS マーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証した CPSC マーク

カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマークが付されたもので、町長が認めるもの

(2) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で未成年者を現に看護する者、未成年者の親族で社会通念上未成年者を保護する責任がある者、三親等以内の親族、成年後見人等をいう。

(3) 使用者 補助金申請時に町内に在住し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 5 条に規定する住民基本台帳に記録されている者で、ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。

(補助対象経費)

第 3 条 補助対象経費は、ヘルメット本体の購入費とし、附属品の購入費、送料、ヘルメット購入のための交通費等を含まないものとする。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する使用者及びその保護者等とする。ただし、保護者等は、補助対象経費を負担した場合に限る。

(1) 令和 6 年 4 月 1 日以降にヘルメットを購入した者

- (2) 自転車事故により生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する保険又は共済（自転車保険等）の加入している者
- (3) 本町の町税を滞納していないこと。
- (4) 宇美町暴力団排除条例（平成 22 年宇美町条例第 5 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でない者又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者

（補助金の額等）

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、3,000 円を上限とする。

2 前項に規定する額に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、使用者 1 人につきヘルメット 1 個かつ 1 回限りとする。

（補助金交付申請等）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇美町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して、ヘルメット購入後速やかに、当該年度の 3 月 31 日までに町長に提出しなければならない。

- (1) ヘルメットを購入した際の領収書等（購入日、購入店名、メーカー、品番（商品名）、購入金額の記載があるもの）
- (2) ヘルメット全体及び安全マークが付いた写真
- (3) 自転車事故により生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する保険又は共済（自転車保険等）に加入していることがわかる書類
- (4) 申請者及びヘルメット使用者の氏名、住所及び生年月日が確認できる身分証明書の写し

(5) 補助金の振込先が確認できる通帳の写し又はキャッシュカードの写し

(6) その他、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 7 条 町長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付を決定したときは宇美町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、不交付を決定したときは宇美町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により交付を決定する場合において必要があるときは、当該補助金の交付について条件を付することができる。

（補助金の交付）

第8条 町長は、第6条の規定による補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第9条 町長は、第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付条件を満たしていないことが判明したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき、又は町長の指示に従わなかったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合において、既に補助金を受領しているときは、町長の指示するところにより、取り消された補助の額を返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条の規定は、この告示の失効後もなお、その効力を有する。